

**A32** 医療法人では、通常取得すべき利率により計算した金額を認定利息として収入計上することが必要となります。

法人税法第34条第4項によれば、法人が役員（理事）に経済的な利益を供与したときは、原則として給与として取り扱うとし、法人税法基本通達9-2-10で、経済的利益の具体例を列挙しています。その具体例示の中で、役員（理事）に対して金銭を無償または通常の利率よりも低い利率で貸付けをした場合における通常取得すべき利率により計算した利息の額と、実際徴収した利息の額との差額に相当する金額は、経済的利益とされると慕います。

したがって、ここでは役員（理事）から貸付金に対する利息を収受していませんので、通常取得すべき利率により計算した利息の額を法人としては認定利息として計上し、同額が役員に対する給与ということになります。

ただし、その役員貸付金の発生事情が災害等により臨時的に多額な生活資金が必要となった者に対するもので、合理的な返済期間内に受ける経済的な利益の場合には、無利息でも課税しないとされています。

なお、本来は医療法で業務が厳しく制限されている医療法人が役員（理事）に対し金銭等を貸し付けることが可能なのかということについては、平成19年3月30日付の厚生労働省医政局長通知で、「役職員に対する金銭等の貸し付けは、付帯業務でなく福利厚生として行うこととし、全役職員を対象とした貸付けに関する内部規定を設けること」としていることに注意する必要があります。